

各 位

(社) 建設コンサルタンツ協会
RCCM資格制度事務局

RCCM資格に「建設情報部門」新設のお知らせ

既に、当協会のホームページでご案内の通り、平成21年2月にRCCM資格制度の専門技術部門に「建設情報部門」が新設され、同年11月に予定しているRCCM資格試験より同「建設情報部門」の試験も実施する予定です。

近年情報工学における技術の進歩やコンピュータの普及に伴い、情報通信システムを利用した課題解決は当たり前となってきました。

社会資本の整備分野においても、効率的でかつ高品質な施設管理のためのデータベースシステムや事業執行支援のためのCALIS・情報化施工及び新たな社会インフラシステムであるITS、リアルタイム氾濫予測、洪水予報・警報システム等といったように、情報通信技術の活用は不可欠なものとなっています。

このような背景の中、有効なシステムを構築するためには、建設技術を理解し、情報通信システムの設計・構築・管理・運用ができる技術者が必要となっています。

このため、今般、(社)建設コンサルタンツ協会では、建設分野に精通した情報通信技術者の育成と業務対応責任者の客観的評価を目的として、RCCM資格制度の専門技術部門に、「建設情報部門」を新設することといたしました。

その中で、RCCM「建設情報部門」の技術者に期待される役割としては、

- ◆ 社会インフラ整備実現のために用いる各種の情報通信システムの**活用計画、評価を主導的に行う**。
- ◆ システム化計画を具体化するために、対象とする情報通信システムの**開発に必要となる要件を分析、整理し取りまとめる**。
- ◆ 対象とする情報通信システムの要件を実現する最適な**システム方式を設計**する。
- ◆ 要件及び設計されたシステム方式に基づいて、要求された品質を満足する**ソフトウェアの設計・開発、テスト、運用及び保守**についての検討を行い、対象とする情報通信システムを開発する。

などです。

つきましては、より良い社会資本の整備と貴業務拡充のために、同「建設情報部門」の資格を大いに活用願えれば誠に幸甚に存じます。

なお、現在のところ同「建設情報部門」資格は、国土交通省の「建設コンサルタント登録部門」(全21部門)には含まれておらず、RCCM資格制度における独自の専門技術部門であります。よって、国土交通省に同「建設情報部門」の技術管理者の認定申請を行うことはできませんこと、念のため申し添えます。